

相続人代表者指定届出書（市税）兼固定資産現所有者申告書

年 月 日

仙 北 市 長 あて
（税務課扱い）

収受印

届出人 住所

氏名

被相続人に係る市税の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、
下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。

また、登記簿又は固定資産課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している
場合における当該土地又は家屋を所有している者として地方税法第384条の3の規定により申告します。

（亡く な っ た 方）	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日		
	死亡時の住所					
	死亡年月日	令和 年 月 日				
代・相 表・現 者・所 有・代 表・者 の・者	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日		
	住所			被相続人 との続柄		
	電話番号					
他 の 現 所 有 者 ・	ふりがな 氏名	生年月日		住所	被相続人 との続柄	
		年 月 日				
		年 月 日				

※裏面も御確認ください。

仙 北 市 处 理 欄	確 認	課長	参事	課長補佐	係長	課員		取扱者	代表者の 相続権	
	入 力	個人住民税		固定資産税		軽自動車税		国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	口座振替

〈裏面〉

納税義務者が死亡されたときの市税の手続きについて

■手続きのお願い

この度は御親族の方、関係の深い方がお亡くなりになられたことを謹んでお悔やみ申し上げますと共に、御冥福をお祈りいたします。

御親族の方におかれましては、心の整理がつかず、各種の手続きでお忙しい時期に市税の手続きについてお知らせすることをお許してください。

この「相続人代表者指定届出書（市税）兼固定資産現所有者申告書」につきましては、各種手続きが終わった後で構いませんので、概ね3か月以内に提出していただきますようお願いいたします。

■納税義務の承継

納税義務者の方が亡くなり、相続が生じた場合、その納税義務は相続人に承継されます。被相続人が亡くなられた後に納めていただく市税がある場合には、相続人の方に納めていただくことになります。

また、土地、家屋等の固定資産や軽自動車の所有者の方が亡くなられた後、翌年の賦課期日（固定資産は1月1日、軽自動車は4月1日）までに相続登記や名義変更が行われていない場合は、現に所有する方（現実的には相続人）が納税義務を負うことになります。

なお、土地、家屋（登記されているもの）の固定資産につきましては、令和6年4月1日から相続で資産を取得したことを知った日から3年以内に登記しなければならないことが義務化されましたので御注意ください。（詳しくは秋田地方法務局大曲支局等に問い合わせてください。）

また、諸事情により相続を放棄する場合は、相続の開始があったことを知った日から3か月以内に亡くなった方が最後に住民登録をしていた住所地を管轄する家庭裁判所に申述する必要があります。（詳しくは管轄する家庭裁判所に問い合わせてください。被相続人の最後の住所地が仙北市の場合は、秋田家庭裁判所角館出張所が管轄となります。）

■相続人代表者の届出・指定

この届出は、亡くなられた方の賦課徴収及び還付に関する書類を受領してくださる代表者の方を指定していただくためのものです（地方税法第9条の2第1項）。

もしも、この届出が提出されない場合は、市が相続人代表者及び固定資産現所有者を指定します（地方税法第9条の2第2項）。

相続人に相続放棄された方がいる場合には、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」又は「相続放棄申述受理証明書」のいずれかの写しを提出してください。

■届出先

税務課、田沢湖、角館、西木各市民センター、各出張所

■お問い合わせ先

〒014-0398

秋田県仙北市角館町上野18番地

仙北市総務部税務課

市民税係 TEL：0187-43-1117

固定資産税係 TEL：0187-43-1109